

# 桶川市内循環バス広告掲示取扱要綱

(平成15年12月10日市長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、桶川市内循環バスの車内及びバス停留所標識への広告掲示の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(掲示広告の要件)

第2条 掲示できる広告は、次の各号の一に該当するものでなければならない。

- (1) 公共団体が関係する行事、案内に関するもの
- (2) 公共性が高いもの
- (3) 市内商工業の発展に資するもの(市内に事業所を有する者に限る。)
- (4) その他市長が特に認めたもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当するものについては、対象外とする。

- (1) 桶川市内循環バスの公共性及び品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に掲げる営業に該当するもの
- (3) 政治、宗教活動、意見広告又は個人的宣伝に係るもの
- (4) 公の秩序及び善良な風俗に反するもの
- (5) その他公益上特に支障があると認められるもの

(広告掲示の位置)

第3条 バス車内に広告を掲示する場合の位置は、車内の広告掲示欄部分で、その掲示順序、場所等については、市長が定める。

2 バス停留所標識に広告を掲示する場合の位置は、時刻表部分の裏面とする。

(広告の規格)

第4条 掲示できる広告の規格は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) バス車内に掲示する場合は、横 4 2 0 ミリメートル以下、縦 2 9 7 ミリメートル以下

(2) バス停留所標識に掲示する場合は、横 2 9 7 ミリメートル以下、縦 4 2 0 ミリメートル以下

(広告掲示料)

第 5 条 広告掲示料は、次に掲げるとおりとする。ただし、1 月未満の端数が生じたときは、これを 1 月に切り上げるものとする。

(1) バス車内に掲示する場合 一枚につき 1 月 2, 0 0 0 円

(2) バス停留所に掲示する場合 一枚につき 1 月 1, 0 0 0 円

2 広告掲示物の内容が次の各号の一に該当する場合は、前項の広告掲示料は免除する。

(1) 公共団体が主催、共催する行事、案内に関するもの

(2) 公共性が高いもの

(3) その他、市長が特に認めるもの

3 第 1 項第 1 号の広告掲示料については、当該広告を掲示するバス車両を運行するバス事業者の収入とし、この収入は桶川市内循環バス運行業務に対する費用の一部に充てるものとする。

4 第 1 項第 2 号の広告掲示料については、市の収入とする。

(掲示期間の上限)

第 6 条 掲示期間については、6 月を上限とする。ただし、特に必要と認められるものについては、この限りでない。

(掲載の申込み)

第 7 条 広告の掲示を申込みしようとする者（以下「申込者」という。）は、桶川市内循環バス広告掲示申込書（様式第 1 号）に掲示しようとする原稿を添えて、掲示開始希望日の 3 週間前までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申込書の提出を受けたときは、掲示の可否を決定し、

桶川市内循環バス広告掲示決定通知書（様式第2号）により速やかに申込者に通知するものとする。

（広告掲示料の納入）

第8条 広告掲示の決定通知を受けた者（以下「掲示者」という。）は、市長が指定する期日（以下「指定期日」という。）までに、第5条第1項第1号に該当する場合はバス事業者、第5条第1項第2号に該当する場合は市に広告掲示料を納入しなければならない。

（広告掲示物の提出）

第9条 掲示者は、広告掲示料を納入したときは、納入したことを証するもの及び広告掲示物を掲示開始日の3日前までに市に提出しなければならない。

（広告掲示料の還付）

第10条 納入済みの広告掲示料は、還付しない。ただし、掲示者の責めによらない理由によって広告の掲示ができなかったときは、この限りでない。

（掲示の取消し）

第11条 市長は、掲示者が指定期日までに広告掲示料を納入しないとき、又は掲示開始日の3日前までに広告掲示物を提出しなかったときは、広告の掲示を取り消すことができる。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年1月1日から施行する。

附 則（平成17年10月12日市長決裁）

この要綱は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成17年6月30日市長決裁）

この要綱は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（令和 2 年 9 月 1 6 日市長決裁）

この要綱は、令和 2 年 9 月 1 6 日から施行する。

桶川市内循環バス広告掲示申込書

年 月 日

桶川市長

申込者 所在地 \_\_\_\_\_  
名 称 \_\_\_\_\_  
代表者氏名 \_\_\_\_\_ (印)  
電話番号 \_\_\_\_\_

次のとおり広告を掲示したいので、原稿を添えて申し込みます。

- 1 広告掲示目的
- 2 掲示希望期間 年 月 日から 年 月 日まで（ か月間）
- 3 掲示希望枚数 合計 枚
- 4 掲示希望場所 バス車内：①西10、西11（ 枚）  
②西12、西20、西21、西30（ 枚）  
③東10（ 枚）  
④東20、東30、東40（ 枚）  
バス停留所標識：
- 5 広告掲示料免除の場合、理由

（留意事項）

- 1 申込みの内容と異なる広告の場合、掲示をしないことがあります。
- 2 広告の内容についての一切の責任は申込者が負います。
- 3 バス車内に広告を掲示する場合、掲示位置は指定できません。
- 4 掲示期間終了後、随時廃棄させていただきます。
- 5 スペースの関係上、掲示枚数は希望に添えないことがあります。
- 6 広告用紙の最大サイズは、バス車内はA3横、バス停留所標識はA3縦です。
- 7 広告掲示料を免除する場合は次のとおりです。
  - (1) 公共団体が主催、共催する行事、案内に関するもの
  - (2) 公共性が高いもの
  - (3) その他、市長が特に認めたもの

様式第2号（第8条関係）

桶川市内循環バス広告掲示決定通知書

年 月 日

様

桶川市長



年 月 日付けで申し込みのありました広告掲示について、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

1 次の条件を付して掲載する。

(1) 広告の掲示期間は、年 月 日から 年 月 日までとする。

(2) 掲示する場所は、とする。

(3) 広告掲示料は、円とする。年 月 日までに下記口座に納入すること。

(4) 広告掲示料を納入後、納入したことを証するもの及び広告掲示物を掲示開始日の3日前までに市に提出すること。

(5) バス停留所標識に広告を掲示する場合、広告物の設置、管理及び撤去は広告主で行うものとし、広告物の撤去により広告設置板の塗装にはく離等が生じた場合は、申込者の責任において現状回復するものとする。

(6) バス車両が業務上やむなく代車になったことにより、バス車内に掲示することができない期間が生じても、市及びバス会社は一切の責任を負わない。

2 掲載しない。

(理由)

※広告掲示料の納入先